

6 (2) 雨水浸透阻害行為許可

令和8年4月1日現在

根拠法令	特定都市河川浸水被害対策法（第30条）	担当課 担当係	河川整備課 河川計画係 0742-27-7507
制度の概要	公的主体による浸水被害対策だけでは浸水被害の解消が困難な地域である特定都市河川流域において、土地からの著しい流出増をもたらす雨水浸透阻害行為について規制が必要になる。雨水浸透阻害行為に伴い見込まれる河川の洪水流量の増加に対処し開発地の下流の治水安全度を低下させないために、雨水流出抑制施設としての雨水貯留浸透施設の積極的設置を図る。		
目的	宅地開発等に伴い生じる雨水の流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的とする。		
対象地域	大和川流域（国土交通省告示第1551号）		
規制内容	1 雨水浸透阻害行為の許可 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為であって1,000 m ² 以上の規模のものを行おうとする者は、あらかじめ、知事又は奈良市長の許可を受けなければならない。 (1) 宅地等※にするために行う土地の形質の変更 (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆う行為） (3) ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）を新設し、又は増設する行為 (4) ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く） ※宅地等：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場		
許可等の基準 （設置基準）	当該行為区域で基準降雨（令和3年12月24日奈良県告示第278号）の強度の降雨が生じた場合においても、国土交通省令で定めるところにより、流出雨水量の最大値が当該行為によって増加することのないように、雨水貯留浸透施設の工事が計画されたもの。		

手続のフロー図

特定都市河川浸水被害対策法の規定による雨水浸透阻害行為の許可申請
1 申請先等

区 域		受付	審査・許可権者
大和川流域	奈良市内	奈良市河川耕地課	奈良市長
	奈良市内以外	奈良県河川整備課	知事

2 フロー図

